

日本の政治状況を改善させる選挙制度の提案

2022年8月10日

田椽 秀孝

1. 「小選挙区比例代表並立制」への期待

日本では、1994年に公職選挙法が改正され、衆議院議員選挙に「小選挙区比例代表並立制」が採用された。その改正までは、衆議院議員選挙においては「中選挙区制」が採用されており、与野党が議席を分け合う状態が続き、国民は大きな改革を実行することが難しいという実感から不満を蓄積していたように思う。したがって、「小選挙区比例代表並立制」が採用されたことによって、与党の衆議院における基盤が強化されることにつながり、大きな改革をタイムリーに実行できる政治になるのではないかと期待を持ったものである。さらには、二大政党制の促進につながり、適切なタイミングで政権交代が起こり、政権の腐敗が防げるとの期待もあった。

2. 「小選挙区比例代表並立制」における現実

ところが、近年の政治はどうであろうか。得票率では過半数に満たない与党が衆議院において三分の二に近い議席を独占し、国会は、議論の場ではなく、強行採決を行うための機関に成り下がってしまっている。そのため、得票率では与党を上回っている野党の意見は殆ど無視され、国会は実質的な議論の場ではなくなっているのが実情である。

また、議会における絶対多数によってもたらされる強すぎる与党の発言力と人事権を反映して、官僚は与党の御用聞きと化し、公正中立であるべき行政が官僚の忖度などによって大きく歪められる結果となっている。

さらに、与党に権力が集中し過ぎることによって、平然として憲法を無視した立法や議会運営が行われたり、公平性・中立性が保たれるべき検察人事や日本学術会議の人選にさえ官

邸が介入したりしている。

そして、現在の日本では、多数の野党が分立し、政権交代が起きる可能性は極めて低いと言わざるを得ない。したがって、上述のような理不尽な政治が長く続くことが予想される。

3. 『小選挙区優先順位付き投票制度と組み合わせた小選挙区比例代表併用制』の提案

上述のような問題は、与党が衆議院において絶対多数を維持していることによってもたらされている。もし議席数が得票率に比例するものであれば、衆議院議員選挙における得票率のデータ⁽¹⁾から明らかなように、与党は衆議院において絶対多数を占めることができなかつた筈である。その場合、衆議院において十分なチェックが働き、上述のような問題は防ぐことができたと思われる。また、少数意見が国会において反映される可能性も高まる。

そこで、衆議院において国民の意思がほぼ正確な議席数として反映される選挙制度すなわち比例代表制を基本とする選挙制度を採用することを提案する。

なお、比例代表制では選挙区が大きくなりがちで、そのため各地域の声を反映することが難しいという弊害がある。

しかし、世界各国の選挙制度を調べたところ、現在のドイツの連邦議会で採用されている「小選挙区比例代表併用制」という選挙制度は、本質的には比例代表選挙でありながら、小選挙区制の良さを取り入れたものとなっており、理想的な選挙制度であるとの呼び声が高い選挙制度であることが判明した。

すなわち、ドイツの連邦議会の選挙では、各政党の議席数は政党を選択する票によって定まる。そして、小選挙区における候補者を選ぶ票で当選した人が、政党を選択する票によって定まった各政党の議席を優先して獲得していく。小選挙区での当選者で埋まらなかった各政党の議席は、各政党の名簿順で当選していく。小選挙区の数を増やせば、小選挙区における当選者が各政党における議員の中で占める割合を高くすることができる。

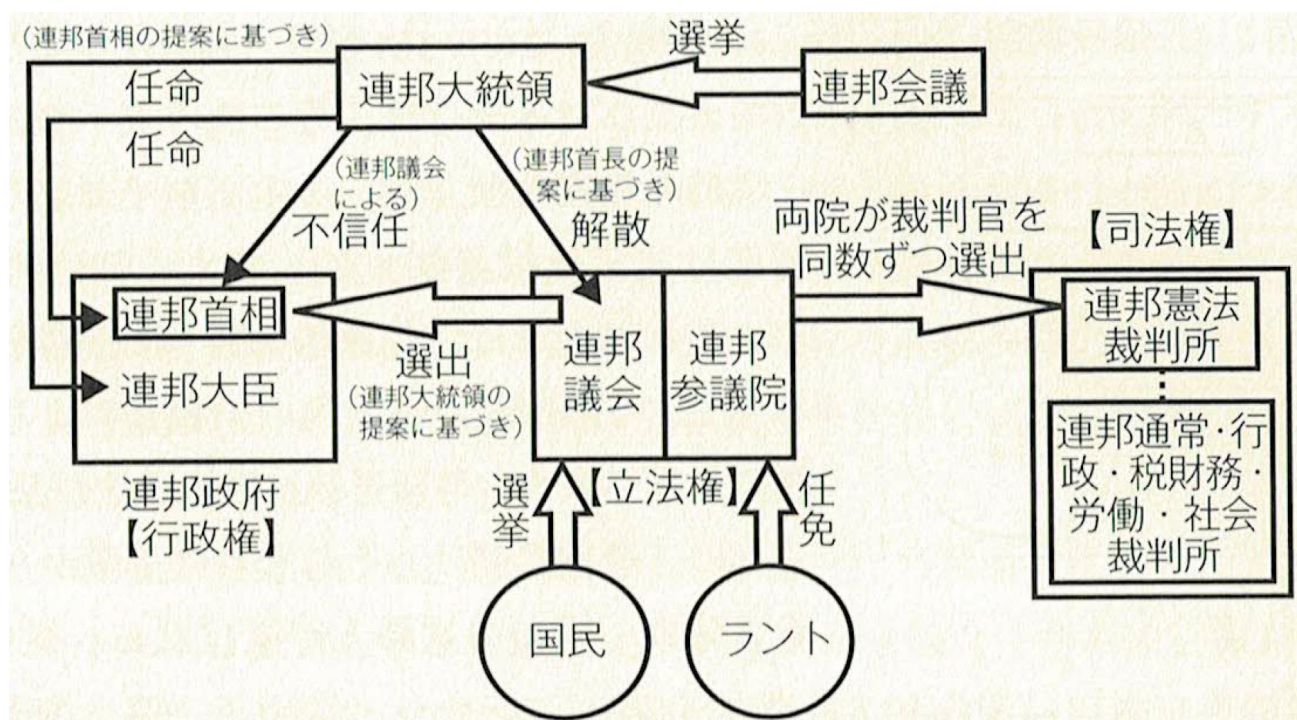
また、オーストラリア連邦議会の下院の選挙では、「小選挙区優先順位付き投票制度」に基づく選挙制度が採用されている。この制度は、どちらかというとも好ましいとしている人の票数も含めて過半数の得票を得た人が小選挙区で当選する制度である。

オーストラリアの「小選挙区優先順位付き投票制度」をドイツの「小選挙区比例代表併用制」における小選挙区選挙に採用した選挙制度、すなわち、『小選挙区優先順位付き投票制度と組み合わせた小選挙区比例代表併用制』とすれば、ドイツにおける小選挙区選挙に比べて小選挙区での死票が少なくなり、さらに理想的な選挙制度とすることができる。また、「小選挙区優先順位付き投票制度」では、野党共闘が存在しない状態でも、どちらかという野党の方が好ましいという票が過半数を占めれば野党の候補者が当選することになる。

4. ドイツにおける「小選挙区比例代表併用制」

4. 1 ドイツの統治機構と小選挙区比例代表併用制

ドイツの統治機構の概要は次の図に示された⁽²⁾とおりであり、連邦議会の選挙において「小選挙区比例代表併用制」が採用されている。



4. 2 ドイツにおける「小選挙区比例代表併用制」の概要

ドイツの連邦議会の選挙においては、各選挙人は2票を投票する。第1票では小選挙区における候補者のいずれか1名を選択する。第2票では記載された政党のいずれか1つを選択

する。

その投票結果に基づいて、連邦全体で各政党が獲得した第2票の割合に応じて、各政党に議席が比例配分される。その際、連邦全体で5%の得票率を得られなかった政党は議席配分を受けることができない。ただし、小選挙区において3議席を獲得している場合は、第2票に基づく議席配分を受けることができる。

次に、第1票の開票結果に基づいて小選挙区で勝利した候補者を、上述のように第2票に基づいてその政党に比例配分されている議席に割り当てて行く。

そして、第2票に基づいて各政党に比例配分されている議席数から、全ての小選挙区でその政党が勝利した候補者数を差し引いた議席数について、政党名簿の上位から議席を割り当てて行く。

現在のドイツでは、小選挙区が299設けられており、それとほぼ同数が政党名簿によって当選する議席数となっている。

なお、議席の総数には影響を与えないが、議席数は各州（ラント）ごとに人口に応じて割り当てられている。

5. オーストラリアにおける「小選挙区優先順位付き投票制度」

5. 1 概 要

オーストラリアの連邦下院では「小選挙区優先順位付き投票制度」⁽³⁾が採用されている。

この投票制度では、投票者は、投票用紙に記載されている候補者の全てに1, 2, 3・・・と順位を示す番号を付ける。

開票では、各票を、まず「1」と順位付けられた候補者への投票としてカウントする。そして、ある候補者が過半数以上「1」と順位付けられた票を獲得すると当選となる。しかし、過半数を獲得する候補者がいなければ、「1」と順位付けられた数が最も少ない候補者の票を取り崩して、取り崩された各票で「2」と順位付けられた候補者に票を移譲する。この手続きを、過半数を獲得する候補者が現れるまで繰り返し、最終的に過半数を獲得した候補者が当選する。そのため、最初の集計では2位もしくは3位だった候補者が逆転して当選する

ことも起こる。この制度は、当選のために絶対多数を要求しているため、単純小選挙区制と比べ、死票の少ない仕組みとなる。

5. 2 投票と開票の具体例

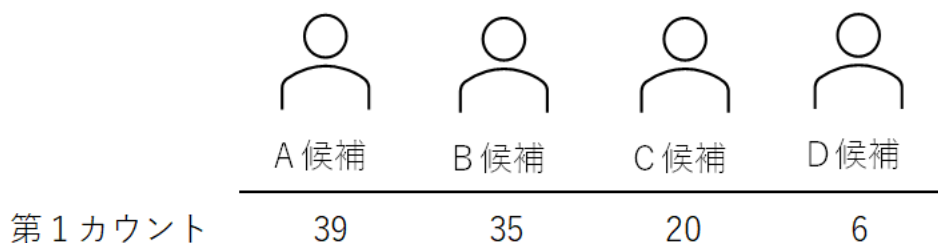
その投票方法をさらに具体的な例で説明する。

候補者名の上のボックスに選択順位として1から番号を付けてください。





2	4	1	3
A	B	C	D
候	候	候	候
補	補	補	補

投票においては、上記のような投票用紙が用意され、有権者は各候補者名に対応して設けられているボックスに候補者の好みの順に1から番号を付けて投票する。上記においては記入例も示されている。




開票は次の例のように行われる。この例では投票総数は100票である。



第1カウントでは、各投票用紙は、番号1が付けられた候補の票としてカウントされ、上の例のように集計される。この例では、第1カウントにおいて、いずれの候補者も過半数の票（51票）を得ていないので、第2カウントが行われる。

				
	A 候補	B 候補	C 候補	D 候補
	39	35	20	6
	1	4	1	6
第 2 カウント	40	39	21	

第 2 カウントでは、上の図に示すように、第 1 カウントで最も得票数が少なかった D 候補に番号 1 が付けられた投票用紙が集められ、各投票用紙において番号 2 が付けられた候補に分配され、その分配された票も含めて集計される。この例では、第 2 カウントでも、いずれの候補者も過半数の票（51 票）を得ていないので、第 3 カウントが行われる。

			
	A 候補	B 候補	C 候補
	40	39	21
	6	15	6
第 3 カウント	46	54	

第 3 カウントでは、上の図に示すように、第 2 カウントで最も得票数が少なかった C 候補に番号 1 が付けられた投票用紙、および、第 2 カウントにおいて D 候補から C 候補に割り振られた投票用紙が集められ、C 候補に番号 1 が付けられた各投票用紙において番号 2 が付けられた候補に各票が分配され、かつ、第 2 カウントにおいて D 候補から C 候補に割り振られた票において番号 3 が付けられた候補に各票が分配される。それらの分配された票も含めて集計される。この例では、第 3 カウントで、B 候補が過半数の票（54 票）を得ているので、B 候補が当選となる。

6. 新しい選挙制度を実現するための戦略

『小選挙区優先順位付き投票制度と組み合わせた小選挙区比例代表併用制』は、現在の日本においては、自民党以外の政党にとって有利な選挙結果をもたらす。そのため、殆どの野党は、その導入に賛成すると思われる。

したがって、参議院が与野党逆転している状態であれば、衆議院議員選挙において『小選挙区優先順位付き投票制度と組み合わせた小選挙区比例代表併用制』を実現した後は即解散するとの公約のもとで野党が結束することによって、この選挙制度を実現させることが可能であると思われる。

あるいは、『小選挙区優先順位付き投票制度と組み合わせた小選挙区比例代表併用制』の実現を目指す野党の共闘によって衆議院の三分の二以上の議席が取れる見通しがあれば、衆議院議員選挙において『小選挙区優先順位付き投票制度と組み合わせた小選挙区比例代表併用制』を実現した後は即解散するとの公約のもとで野党が結束することによって、衆議院において三分の二以上の議席を獲得し、この選挙制度を衆議院において再議決することによって実現させることが可能であると思われる。

7. ドイツまたはオーストラリアの選挙制度における他の特徴

7. 1 票の平等は憲法裁判所によって厳格にチェックされており、それに基づいて頻りに選挙制度の変更が行われている（ドイツ）。

7. 2 供託金の制度がない（ドイツ）。供託金が日本に比べて遥かに少額である（オーストラリア）。

7. 3 無所属で小選挙区に立候補した候補者（その選挙区の有権者 200 名以上の推薦が必要）に対しては、有効票の 10%以上を得票している場合、各票につき国庫補助を受けることができる（ドイツ）。

7. 4 自由で民主的な基本秩序を侵害または除去する政党、もしくは、国の存立を危うくする政党は違憲であり解散が命じられる。その判断は連邦憲法裁判所が行う（ドイツ）。

7. 5 政党の内部秩序は、民主制の諸原則に合致していなければならない（ドイツ）。

7. 6 政党助成は、選挙で一定の得票を得た全ての政党に対して、得票数に応じて配分する（ドイツ、オーストラリア）。各政党に対する国庫助成の総額は、その政党の自主的な収入の額を超えてはならない（ドイツ）。

7. 7 義務投票制度が採用されており、投票に出向かなければ罰金が科せられる（オーストラリア）。

7. 8 小選挙区の区割り案の作成と決定は、議会以外の独立した第三者機関である選挙委員会が行う（オーストラリア）。

8. 参考文献

(1) 川上哲, 「2021 衆議院議員総選挙から何を読み取るか—今後の展望に向けて」『住民と自治』, 2022 年 1 月号

(<https://www.jichiken.jp/article/0276/> 閲覧日 : 2022 年 7 月 26 日)

(2) 山本真敬, 世界の選挙制度 (大林啓吾・白水隆編), 三省堂, 2018, pp. 56-76

(3) 山本健人, 世界の選挙制度 (大林啓吾・白水隆編), 三省堂, 2018, pp. 140-164

(4) Andrew Reynolds; Ben Reilly; and Andrew Ellis, Electoral System Design: The New International IDEA Handbook, Trydells Tryckeri AB, Sweden, 2005, pp. 61-65; 105-117

(<http://www.eods.eu/library/IDEA.Electoral%20Systems%20Design%20EN.pdf> 閲覧日 : 2022 年 7 月 26 日)